### 令和5年 第8回

### 小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

- 1 開催日時 令和5年10月24日(火)午前10時00分
- 2 公示日 平成5年10月16日
- 3 開催場所 小樽市役所本庁別館3階第1委員会室
- 4 出席委員 (14人)

会 長 11番 北島 吉治 委 員 1番 田口 玲子 幸孝 2番 澤田 3番 浜谷 礼子 4番 吉川 孝一 5番 木露 正敏 6番 古里 和夫 7番 佐々木 晴男 8番 三國 幸一 9番 岩部 利治 10番 川畑 正美 12番 今堀 政藏 誠吉 13番 長多

14番 本間

俊一

- 5 欠席委員 なし
- 6 議事日程
  - ○報告

(農地係)

- ・報告第1号 現況証明書交付の報告について
- ・報告第2号 農地法第4条の届出の受理について
- ○その他
- 7 農業委員会事務局職員

 振興係長
 樋口
 博一
 振興係
 星田
 洋

 農地係長
 世戸
 幹彦
 農地係
 光野
 雅士

#### 8 会議の概要

### 事務局長

ただ今から、令和5年第8回小樽市農業委員会総会を開会いたします。

今回は14名中14名であり、全員出席ですので総会は成立していることを報告いたします。

それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以 降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。

### 議 長

これより議事に入ります。

小樽市農業委員会会議規則第 10 条に規定する議事録署名委員 に7番佐々木委員、8番三國委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「現況証明書交付の報告について」 を上程いたします。

内容については事務局より説明します。よろしくお願いします。

## 事務局(農地係長)

それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

御説明いたします。本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が7件10筆、市街化調整区域内の土地は1件5筆、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。

以上です。

#### 議長

これにつきまして、何か御意見はございますか。

### 委員一同

特に意見なし

### 議 長

ないようでしたら、第1号報告はおわります。次に、報告第2号「農地法第4条の届出の受理について」を上程します。事務局よりお願いします。

# 事務局(農地係長)

報告第2号「農地法第4条第1項第7号による届出の受理について」を御説明いたします。お手元に配布したおります地図・地番図のとおり1件の届出がございました。土地の所在地は〇〇、〇〇、〇〇の3筆で、合計面積が3,284㎡で、〇〇の国道に面した角地になります。

現所有者は○○在住の○○さん外2名となっております。 この土地は、お母さんが所有しており耕作をされていました が、令和2年にお亡くなりになり、それ以降は娘さんたちが一部を家庭菜園として使用しておりました。

今後は、畑を維持することが出来ないことから、個々の土地を駐車場に整備するという形での届け出となっております。提出された届出は、適正なものと認め、受理通知書を交付いたしました。以上ご報告いたします。

議長

ただ今報告がございました。これについて御意見・御質問は ありませんか。はい、どうぞ

委員

農地法第4条の中身のことですが、現況は畑であるが、駐車 場に変更していいのですか。昔は駄目だったと思いますが。

事務局 (振興係長)

この土地は、市街化区域にあり、市街化区域だと届出事案となっておりまして、計画の実効性が確認できると、届出を受理する方向でしか受けられないかたちとなっています。

委 員

地目はずっと畑でいいのですか。

事務局 (農地係長)

整備し終わった後に、法務局で地目の変更をかけてもらいます。

委 員

農地法第4条を調べました。農地を自身で転用する場合となっていますが、今回は所有者が転用する場合に当たるのですか。

事務局(農地係長)

所有者が違う目的を持って、畑を違うするものにしてしまうという届出になっています。

委 員

転用するときの所有者は、親から譲り受けられ、誰になっていますか

事務局(農地係長)

今は娘さんになっております。

委 員

場所的には、国道のすぐ脇のところだから、状況としてはわかるけれど、簡単に届出でいいのですか。

事務局(農地係長)

確かにそうかもしれませんが、うちの方としても後志振興局に 確認したところ、都市計画法の市街化区域内で届出され、書類上 問題がなければ、受理せざるを得ません。届出書が駐車場として 使用することが明確であれば、不受理というかたちは取れないことになっています。

委 員

逆に不受理する場合というのはどういう例があるの。

事務局(農地係長)

市街化区域の規制が全くないんです。市街化調整区域の場合は、規制が厳しくなり、許可案件となるので、農業委員会で認められなければ、不許可にすることが可能です。

委員

市街化調整区域で、農業委員会にかければ OK ですか。

事務局(農地係長)

市街化調整区域内の物件について転用の届出があった後、小樽 市農業委員会の会議にかけて、北海道農業会議に諮問して許可相 当となれば、転用許可となります。

委 員

そうすれば、この案件の場合、この後、北海道農業会議に諮問にすることになるのか。

事務局(農地係長)

いいえ。ここは市街化区域なので、届出で完結し、諮問は必要ありません。そこが市街化区域と市街化調整区域の手続きの違いとなっています。確かに、農地を残していくという考え方に沿えば、市街化区域も市街化調整区域も同じではないかという意見もありますが、市街化区域の場合、手続きは届出で済んでしまうというのが現状です。

委 員

同じように国道の近くの土地で、親から相続を受けて土地を取得し、転用したいとなれば、届出で簡単に転用できることになるのか。

事務局(農地係長)

市街化区域ならできます。

委 員

そういうことになれば、益々農地がなくなることですね。

事務局 (農地係長)

相続で物件を取得し、後を継がないということになると段々と縮小していく形になると思います。

委 員

今、市街化調整区域と市街化区域、もとは北海道の認可が必要 だったけど、今は自治体の長が決定できますよね。

そうですね。都市計画法の関係ですね。 事 務 局 (農地係長) 私は初めて農業委員をやりますが、あちこちで畑を見ますが、 委 員 非農地には簡単にしないでくれというですが、悩むんですよね。 作付けしている面積とか、全体的な部分を見てですよね。 事務局 (農地係長) 委 例えば、耕作されていない、といわれても花一本作っていたら 員 耕作していることになりますよね。 農業委員会としては、農地として少しでも耕作しているのであ 事務局 れば、農地として残していくと形で考えております。 (農地係長) これは第三種農地に該当しますか。 委 員 事務局 はい。第三種に該当します。市街化区域ですから。 (農地係長) 委 これだとますます農地がなくなる。 員 この案件は市街化区域のものですから、やむを得ないと思いま 事務局 (農地係長) す。 ほかに御意見、御質問はありませんか。 議 長 ないようですので、この件については終了させていただきま す。事務局から何かありますか。 事務局長 はい。次回の農業委員会総会ですが、11月22日の水曜日の10 時から、場所は、今回と同じ3階の第1委員会室での開催を予定 しています。近くになりましたら、議案等含めまして御案内させ ていただきます。御出席の方、よろしくお願いします。

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

本日はありがとうございました。

ただきます。

これで、令和5年第9回小樽市農業委員会総会を終了させてい

(午前10時30分閉会)